

随意契約の契約状況表

(財務部)

	契約担当課	件名	契約年月日	契約の相手方の 所在地及び名称	契約金額 (単位：円)	地方自治 法施行令 第167条の 2第1項中 の号	随意契約の理由
1	財政課	令和8年度統一的な基準 による財務書類作成業務 委託	令和8年4月1日	大分市東春日町1－1 株式会社地域科学研究所	6,759,500	2号	当該業務の実施に当たっては、本市が固定資産台帳データ管理のために導入している固定資産台帳管理システムとデータ連携をする必要があり、両システムのソフトウェアプログラムについて精通している必要がある。また、本システムのパッケージソフトウェアは、システム開発業者である株式会社地域科学研究所にのみ技術仕様が開示されているため、他に契約の相手方となりうる業者が存在しない。よって地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約とした。
2	財政課	給付金管理システム開発 運用支援業務委託	令和8年6月16日	大分市金池町3－3－11 株式会社エイビス	26,730,000	2号	本業務委託は、「「強い経済」を実現する総合経済対策～日本と日本人の底力で不安を希望に変える～」において、物価高騰の影響を受けた生活者等を支援するために重点支援地方交付金が拡充され、最も物価高騰の影響を受ける住民税非課税世帯に1世帯当たり1万円給付の実施に伴う対応として、給付金管理システムを開発・保守することを目的とする。 システムについては、条件設定から設計、開発、ネットワーク環境の整備・設定、給付者の対象データの取込、テストの実施等稼働までに多くの工程を経て稼働に至る。短い期間に早急にかつ確実に対象者に給付するためには、システムを安全かつ迅速に稼働させなければならない。しかし、システムの環境構築及び検証等稼働に至るまでには長期間の時間を必要とするため、本給付の趣旨である早期給付を実現することが困難になる。同システムは令和3年度に行われた非課税世帯給付金から令和7年12月まで行われた定額減税補足給付金(不足額給付)までの給付を行う際に、株式会社エイビスに発注しており、遅滞なく契約を履行した。本業務委託を早期にかつ確実に履行が可能な者は、前回までに環境構築等ができている株式会社エイビスだけである。 よって、株式会社エイビスと地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約といたしたい。
3	財政課	令和8年度大分市住民税 非課税世帯給付金確認書 等作成及び封入封緘作業 委託	令和8年6月17日	大分市東春日町17－57 株式会社オーイーシー	7,920,000	2号	本事業は「令和8年度大分市住民税非課税世帯給付金」として、令和8年度の住民税非課税世帯に対し一世帯当たり10,000円を給付するものである。本事業は給付に際し短期間での印刷物作成・校正・配布準備を行う必要があり、納期の遅延や品質不良は給付の円滑な実施に重大な支障を及ぼすおそれがあることから、迅速かつ確実な対応が求められる。 当該業者は従前より本事業の印刷物作成・校正を継続して担当しており、当該印刷原稿、校正データ、編集履歴等の原本を保有しているほか、本件印刷物に必要なバーコードの型や配置データを保有している。印刷物にはバーコードを2点配置する必要があり、バーコードの位置や大きさ、余白等の微細な調整が必要であるため、型やデータを既に保有している当該業者に依頼することでバーコード読み取り不良や印刷ずれ等のリスクを低減できる。短期間での正確な校正・納品が不可欠な本件において、当該業者に委託することが最も迅速かつ確実な手段であると思われる。 また、今回の給付金の印刷様式は前回実施した給付金の様式とほぼ同一であり、当該業者が保有する既存の版下・テンプレート・校正データおよびバーコード配置データをそのまま流用・最小限の調整で使用できるため、校正に係る費用においても最も安価であると見込まれる。 支給スケジュールの遅延や品質低下を回避し、短期間での正確な校正・納品が不可欠な本件において、当該業者に委託することが最も適当である。 以上の点から、本件は「当該契約の性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当し、当該業者のみが短期かつ確実に遂行できる客観的事情があると判断する。よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の趣旨に基づき、本件を随意契約とし、下記のとおり契約業者を決定いたしたい。
4	財政課	統合税務システム改修業 務委託(住民税非課税世 帯給付金対象者抽出対 応)	令和8年6月22日	大分市東春日町17－19 日本電気株式会社大分支店	3,947,625	2号	本委託における統合税務システムについては、既存のソフトウェアの変更を行う必要があるが、このソフトウェアの設計・開発に係る情報は、システム開発業者が独自に開発したもので、開発業者以外には公開されていないプログラムで構成されており、他者は当該ソフトウェアに係る知識や情報、ノウハウを有していない。したがって、業務の履行が可能な者は、当システムを設計・開発し、プログラム作成を行った業者である日本電気株式会社に限られる。 以上のことから、契約の性質又は目的が競争入札に適さないと認められるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定によりシステム開発業者の、日本電気株式会社大分支店と随意契約を結ぶものである。
5	管財課	市役所駐車場案内板保守 点検業務委託	令和8年4月1日	大分市王子中町6－42 有限会社ヤマシタ広告社	594,000	2号	本業務は市役所駐車場案内板の保守点検業務を行うものです。 駐車場案内板の満空表示システムはサーバーとモデム及びルーターなどを動作させるソフトを使用しており、携帯電話でホームページを作成して携帯電話から満空表示の操作が行えるようになっています。 設置時から保守点検を継続的に実施していることで、安定した表示動作を保っております。また経年劣化による消耗部品交換、或いは故障時の部品交換は互換性が重要であり、システム構成を十分に熟知している設置者でなければ保守点検を実施することができません。 よって、地方自治法施行令第167条の2第1項2号の規定により、駐車場案内板を設置した有限会社ヤマシタ広告社と随意契約を締結いたしたい。
6	管財課	庁舎冷却塔保守点検業務 委託	令和8年4月1日	福岡県糟屋郡粕屋町長者原 東2－7－34 九州信技株式会社	836,000	2号	本業務委託は、本庁舎、第2庁舎の冷却塔保守点検を行うものであります。 庁舎の冷却塔は、ガス冷温水機を循環している冷却水を冷やすための設備で、冷却塔内充填材によって冷却性能に大きく影響するため、正常に運転するためには高度な知識が不可欠且つ、本設備を熟知している必要があります。 ガス冷温水機の安定運用の確保が第一義となりますが、当該業務を迅速かつ的確な保守を行う業者はメーカーしかありません。 つきましては、メーカーのサービス部門会社である九州信技株式会社と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号にて、随意契約いたしたい。

随意契約の契約状況表

(財務部)

	契約担当課	件名	契約年月日	契約の相手方の 所在地及び名称	契約金額 (単位：円)	地方自治 法施行令 第167条の 2第1項中 の号	随意契約の理由
7	管財課	佐賀関市民センター昇降機保守点検業務委託	令和8年4月1日	大分市大津町1－20－38 日本昇降機株式会社大分営業所	844,800	2号	本業務は佐賀関市民センターの昇降機の保守点検業務を行うものです。 昇降機のトラブルは直接人命にもかかわることから、安全性の確保が第一となります。 しかしながら昇降機の保守点検業務にあたっては、メーカーごとに特殊な仕様部品が多く使用されており、保守を行う昇降機の構造等について十分熟知していなければ、適正な点検を行うことができません。些細なミスが重大な事故につながる危険性があるほか、トラブル発生時における復旧時間にも影響を与えることを考慮する必要があります。 また、佐賀関市民センターはフルメンテナンス契約を結んでおり、フルメンテナンス契約を行うことで、メーカーに部品がストックされるときにも、部品交換も別途費用を伴うことなく当該業務内において行うことが可能となります。 但し、このフルメンテナンス契約については、建設当初からの継続契約のみ可能で、中途での契約は行えないため、この契約が切れてしまうと部品調達が不確実となるほか、部品交換時に別途多くの費用が生じることもあります。 佐賀関市民センターの昇降機の保守点検業務を適正かつ確実に行えるのは、設置された昇降機について最も熟知するとともに唯一フルメンテナンス契約を結ぶことのできる昇降機メーカー保守点検部門である日本昇降機株式会社を除いてほかにありません。 当該業者はこれまでも維持管理を行ってまいりましたが、重大事故を発生させることなく、トラブル発生時にも迅速かつ適正な維持管理が行われております。 については、日本昇降機株式会社 大分営業所と地方自治法施行令第167条の2第1項2号の規定により随意契約いたしたい。
8	管財課	本庁舎地下駐車場管制システム保守点検業務委託	令和8年4月1日	大分市中央町1－1－5 三菱電機ビルソリューションズ株式会社大分支店	891,000	2号	本委託業務は、地下駐車場に設置している駐車管制システムの保守点検業務を行うものです。 地下駐車場は、平成24年度に機械駐車場を解体し平面駐車場として利用しており、その際に、駐車管制システムを導入することにより効率的に駐車案内を行っています。管制システムは、構成している各機器を地下駐車場に合わせてシステム構築しており、故障時の部品調達を含めて迅速且つ適切な保守対応ができるのは機器メーカーしかありません。 つきましては、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、本機器メーカーの保守部門である三菱電機ビルソリューションズ株式会社大分支店と随意契約いたしたい。
9	管財課	城崎分館昇降機保守点検業務委託	令和8年4月1日	大分市中央町1－1－5 三菱電機ビルソリューションズ株式会社大分支店	937,200	2号	本業務は城崎分館の昇降機の保守点検業務を行うものです。 昇降機のトラブルは直接人命にもかかわることから、安全性の確保が第一となります。 しかしながら昇降機の保守点検業務にあたっては、メーカーごとに特殊な仕様部品が多く使用されており、保守を行う昇降機の構造等について十分熟知していなければ、適正な点検を行うことができません。些細なミスが重大な事故につながる危険性があるほか、トラブル発生時における復旧時間にも影響を与えることを考慮する必要があります。 また、昭和47年設置からから50年以上が経過しており、城崎分館改修時には制御系統は新規交換しましたが、かご、巻き上げ機、一連の機械駆動部については、継続使用であり、年数が経過するほど、消耗部品の供給が困難な状況になることから、部品の交換や故障が生じた際にも部品の調達や故障対応が確実に行えるよう城崎分館の昇降機については旧土地改良会館の建設当初よりフルメンテナンス契約を行っております。 フルメンテナンス契約を行うことで、メーカーに部品がストックされるときにも、部品交換も別途費用を伴うことなく当該業務内において行うことが可能となります。 但し、このフルメンテナンス契約については、建設当初からの継続契約のみ可能で、中途での契約は行えないため、この契約が切れてしまうと部品調達が不確実となるほか、部品交換時に別途多くの費用が生じることもあります。 庁舎の昇降機の保守点検業務を適正かつ確実に行えるのは、設置された昇降機について最も熟知するとともに唯一フルメンテナンス契約を結ぶことのできる昇降機メーカー保守点検部門である三菱電機ビルソリューションズ株式会社を除いてほかにありません。 については、三菱電機ビルソリューションズ株式会社大分支店と地方自治法施行令第167条の2第1項2号の規定により随意契約いたしたい。
10	管財課	第2庁舎電算室系統冷却塔保守点検業務委託	令和8年4月1日	福岡県福岡市西区内浜2－4－48 空研工業株式会社工事部	1,375,000	2号	本業務委託は、第2庁舎の電算室系統空調機の冷却塔保守点検を行うものであります。 この冷却塔は、チラーユニットを循環している冷却水を冷やすための設備で、冷却塔内充填材によって冷却性能に大きく影響するため、正常に運転するためには本設備を熟知している必要があります。 また、チラーユニットは電算室専用の空調であるため、冷却塔に不具合が発生した場合、ホストコンピューター等の運転ができなくなり、窓口サービスが全てストップしてしまうといった重大な事態が発生することも懸念されるため、当該業務を迅速かつ的確な保守を行う業者は製造者しかありません。 つきましては、製造者である空研工業株式会社が定める代理人の空研工業株式会社工事部と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号にて、随意契約いたしたい。
11	管財課	庁舎放送設備等保守点検業務委託	令和8年4月1日	大分市大字上宗方字川下29 6番地2 大分音響株式会社	1,778,700	2号	本委託業務は、放送設備、テレビ共聴設備の保守点検を行うものです。 本設備の保守にあたっては高度な技術と知識が必要となりますが、トラブル発生時の対応を含め適切かつ迅速に対応が行えるのは、本設備であるTOA㈱の代理店であり、システム構築から配線工事、各機器を設置した大分音響株式会社を除いてほかにありません。 については、大分音響株式会社と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約いたしたい。
12	管財課	大分市明野支所清掃業務委託	令和8年4月1日	大分市松原町3－1－11 株式会社千代田	2,178,000	2号	本業務は、大分市明野支所の清掃業務をおこなうものです。大分市明野支所の事務室及び会議室は、(株)トキハインダストリーあけのアクロスタウン店の一部を借用しています。清掃業務を行うにあたり、日常の清掃業務は当然ながら作業の効率化や緊急時の迅速な対応を考えると、清掃資材置き場や、作業員の詰所等のスペースを確保する必要があります。現在、大分市明野支所の借用については、支所の業務を行ううえで最小限のスペースを借用している状況で、新たに清掃資材置き場や作業員詰所を確保することは困難です。(株)トキハインダストリーあけのアクロスタウン店全体の清掃業務は、(株)千代田に委託されており、㈱千代田が新たなスペースの確保をすることなく、緊急時の迅速な対応や効率的な作業がおこなえる唯一の業者です。

随意契約の契約状況表

(財務部)

	契約担当課	件名	契約年月日	契約の相手方の 所在地及び名称	契約金額 (単位：円)	地方自治 法施行令 第167条の 2第1項中 の号	随意契約の理由
13	管財課	本庁舎外5施設自動扉保守点検業務委託	令和8年4月1日	大分市広瀬町2-1-36 オリント産業株式会社大分支店	2,541,000	2号	本業務は、本庁舎、第2庁舎、議会棟、野津原市民センター、城崎分館、佐賀関市民センター、本神崎連絡所及び一尺屋連絡所の自動扉の保守点検業務を行なうものです。 本庁舎等には毎日多数の人が出入りするため、自動扉は一日数千回以上の開閉動作を行っていますが、機械的消耗・電氣的劣化に対し定期的な点検や調整・部品交換を行い、常に自動扉が良好な状態を維持できなければ、故障等が発生し、来庁舎の方にご不便をおかけするだけでなく、安全性の確保に支障をきたすこととなります。 自動扉の使用部品は、製造メーカーごとに特殊な使用部品が多く使用されており、消耗部品の交換、あるいは故障時の対応において、本市の自動扉について構造的に熟知していなければ、適切な対応が行えないほか、復旧までに時間を要してしまうこととなります。 また、本庁舎の自動扉は設置から既に45年経過しておりますが、年数が経過するほど、消耗部品の供給が困難な状況になることから、部品の交換や故障が生じた際にも部品の調達や故障対応が確実に行えるよう庁舎の自動扉については建設当初よりフルメンテナンス契約行っております。 フルメンテナンス契約を行うことで、メーカーに部品がストックされるとともに、部品交換も別途費用を伴うことなく当該業務内において行うことが可能となります。 但し、このフルメンテナンス契約については、建設当初からの継続契約のみ可能で、中途からの契約は行えないため、この契約が切れてしまうと部品調達が不確実となるほか、部品交換時に別途多くの費用が生じることにもなります。 庁舎等の自動扉の保守点検業務を適正かつ確実に行えるのは、設置している自動扉について最も熟知するとともに唯一フルメンテナンス契約を結ぶことのできる製造メーカー保守点検部門であるオリント産業株式会社を除いてほかありません。 また、庁舎において40年以上経過した現在も重大な事故は発生しておらずトラブル発生時に於いても迅速な対応がなされています。 については、オリント産業株式会社大分支店と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約いたします。
14	管財課	庁舎ガス冷温水機保守点検業務委託	令和8年4月1日	福岡県糟屋郡粕屋町仲原2648 荏原冷熱システム株式会社九州支店	3,487,000	2号	本委託業務は、庁舎ガス冷温水機の性能を維持するため保守点検を行うものです。 庁舎ガス冷温水機の点検には、高度かつ特殊な技術が要求されことから、機器メーカー独自の講習を受け内部構造等に十分熟知している必要があります。 また、部品等は機器メーカーごとに製作しており、故障時は迅速かつ適切な対応により早急な機能回復を求められるため、対応できるのは機器メーカーしかありません。 したがって、機器メーカーである荏原冷熱システム株式会社九州支店と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約いたします。
15	管財課	本庁舎ヒートポンプ設備保守点検業務委託	令和8年4月1日	福岡県福岡市中央区天神1-14-18 三機工業株式会社九州支店	5,808,000	2号	本委託業務は、本庁舎増築部分の空調設備の性能を維持するため保守点検を行うものであります。 当該設備は省エネ機器を導入していますが、本体及び補機等がシステムとして一体的に機能することによって省エネ効果が上がる仕組みとなっており、本業務にあたっては設備の全体を十分に熟知するとともに、システムに不具合が発生し能力が発揮しない場合や、故障時に迅速かつ適切な対応がとれることが前提条件となります。これをおこなえる会社はシステムを導入した施工業者を除いて他にありません。 つきましては、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、施工業者である三機工業株式会社九州支店と随意契約いたします。
16	管財課	庁舎空調自動制御設備保守定期点検業務委託	令和8年4月1日	大分市向原東1-6-7 旭計装株式会社	6,325,000	2号	本委託業務は、本庁舎および第2庁舎の空調設備の自動制御設備の保守点検を行うものです。 業務にあたりましては、機器メーカーであるアズビル(旧山武)の自動制御機器を用いて構築しており、特殊な技術や高度な知識が不可欠であるとともに、他の機器との関連から本設備を十分に熟知している必要があります。 故障発生時に迅速で的確な対応がとれるのは機器メーカーの代理店である旭計装株式会社を除いて外にありません。 つきましては、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、旭計装株式会社と随意契約を締結いたします。
17	管財課	大分市庁舎外自家用電気工作物保安管理業務委託	令和8年4月1日	大分市大字三芳1159-1 一般財団法人九州電気保安協会大分支部	7,085,760	2号	本業務は、大分市庁舎外8施設における自家用電気工作物の保安管理業務(電気主任技術者の選任含む)を委託するものです。 電気保安管理業務は、事故等が発生した場合に迅速な対応が必要なうえ、事故を未然に防止する為には普段から維持管理及び点検等を適切に行わなければならない、高度な専門知識と技術が求められます。 また停電事故発生時は迅速に事故原因を特定し市民の安全確保と多種多様な電算システムの復旧を図らなくてはならない上、点検時の停電作業も電算による各施設予約システム或いは大分市ホームページ等の情報システム導入に伴って停電作業時間も短縮しなければならず点検実施要員の確保が不可欠です。(現在約30数名にて実施) 以上のことから豊富な経験、品質マネジメント導入、24時間受付対応、高度な専門知識をもった人員を多数確保し、支所等を含む市役所の業務に支障をきたすことなく保安管理できるのは、(財)九州電気保安協会を除いてはありません。 よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により(財)九州電気保安協会大分支部と随意契約を締結いたします。
18	管財課	本庁舎省エネ空調設備保守点検業務委託	令和8年4月1日	福岡県福岡市中央区天神1-14-18 三機工業株式会社九州支店	7,513,000	2号	本委託業務は本庁舎省エネ空調設備の性能維持するため保守点検を実施するものです。 本設備は、省エネルギー対策としてNEDO補助金を活用し設置されたものであり、常時削減効果を監視しながら、その結果に基づき省エネ運転をしておりますが、消費電力削減効果を上げるには、本体及び補機等がシステムとして一体的に機能する必要があります。 本業務にあたっては、システムとして設備全体を熟知するとともに、高度な技術力が必要となりますが、故障時等に迅速かつ適切な対応がとれるのは施工業者を除いて外にありません。 については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、施工業者である三機工業株式会社九州支店と随意契約いたします。

随意契約の契約状況表

(財務部)

	契約担当課	件名	契約年月日	契約の相手方の 所在地及び名称	契約金額 (単位：円)	地方自治 法施行令 第167条の 2第1項中 の号	随意契約の理由
19	管財課	庁舎昇降機保守点検業務委託	令和8年4月1日	大分市中央町1－1－5 三菱電機ビルソリューションズ株式会社大分支店	10,381,800	2号	本業務は本庁舎(事務棟・議会棟)、第2庁舎の昇降機の保守点検業務を行うものです。 昇降機のトラブルは直接人命にもかかわることから安全性の確保が第一義となります。 しかしながら昇降機の保守点検業務にあたっては、メーカーごとに特殊な仕様部品が多く使用されており、保守を行う昇降機の構造等について十分熟知していなければ、適正な点検を行うことができません。些細なミスが重大な事故につながる危険性があるほか、トラブル発生時における復旧時間にも影響を与えることを考慮する必要があります。 昇降機は設置から年数が経過するほど、消耗部品の供給が困難な状況になることから、部品の交換や故障が生じた際にも部品の調達や故障対応が確実に行えるよう庁舎の昇降機については建設当初よりフルメンテナンス契約行っております。 フルメンテナンス契約を行うことで、メーカーに部品がストックされるときともに、部品交換も別途費用を伴うことなく当該業務内において行うことが可能となります。 但し、このフルメンテナンス契約については、建設当初からの継続契約のみ可能で、中途での契約は行えないため、この契約が切れてしまうと部品調達が不確実となるほか、部品交換時に別途多くの費用が生じることにもなります。 庁舎の昇降機の保守点検業務を適正かつ確実に行えるのは、設置された昇降機について最も熟知するとともに唯一フルメンテナンス契約を結ぶことのできる昇降機メーカー保守点検部門である三菱電機ビルソリューションズ株式会社を除いてほかにありません。 当該業者はこれまでも維持管理を行ってまいりましたが、重大事故を発生させることなく、トラブル発生時にも迅速かつ適正な維持管理が行われております。 については、三菱電機ビルソリューションズ株式会社大分支店と地方自治法施行令第167条の2第1項2号の規定により随意契約いたしたい。
20	管財課	庁舎消防設備等保守点検業務委託	令和8年6月24日	大分市花津留2－25－16 株式会社クラフティア大分支店	22,235,400	2号	本業務委託は、本庁舎、第2庁舎、受変電設備棟の消防設備及び防火設備等の保守点検業務を行うものです。 業務の対象となる設備・機器は来庁者をはじめ職員の人命の安全、建物や各種情報等の財産を守る上で必要不可欠なものであり、常に正常な状態で動作させなければなりません。 庁舎には十数もの種類の消防設備・防火設備が設置されており、それらを構成する機器や検出器等については建物内に四千を超えます。システムの構造、配線系統、制御系統、検出器等の設置箇所を的確に把握して漏れなく点検できる者は、これらの設備について十分に熟知している必要があり、該当する者は庁舎建設の請負業者であり、以降、保守点検をトラブル無く継続的に実施してきた、実績および技術力を有している株式会社クラフティア(旧社名 九電工)しか居ません。 よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により株式会社クラフティア大分支店と随意契約いたしたい。
21	税制課	税証明コンビニ交付事務委託(単価契約)	令和8年4月1日	東京都千代田区1番町25番地 地方公共団体情報システム機構	2,391,714	2号	証明書コンビニ交付サービスは、地方公共団体情報システム機構のみが提供するサービスのため。
22	資産税課	大分市家屋評価システム保守業務委託	令和8年4月1日	大分市東春日町1－1 株式会社地域科学研究所	2,116,400	2号	本業務は、固定資産税における家屋の評価額を算出するために使用している大分市家屋評価システム(HYOCA-Z)の運用にかかる保守業務となる。 本システムは、総務省が定めた固定資産税評価基準にもとづいて構築されるものであり、事務作業に関する多数機能が付加されている。また、一般的な情報システムとは違い、3年ごとに見直される固定資産税評価基準への専用知識も必要となり、業者側が評価基準へ精通していることも重要な要素となる。3年ごとの評価替えに伴うシステム更新に迅速かつ正確に対応していくためにも、本業務を確実に履行することができるのは、本システムを設計及び構築した㈱SBS情報システム(所在地:静岡県静岡市)の大分市内で唯一のシステムサポート窓口である㈱地域科学研究所の他に代替しえない。そのため、本システムに密接不可分の関係である同社と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約することといたしたい。
23	資産税課	大分市固定資産GISに係るシステム保守業務委託	令和8年4月1日	大分市都町1－1－1 国際航業株式会社大分営業所	3,520,000	2号	本業務は、国際航業株式会社により開発されたシステムを採用している大分市固定資産GISに係るシステム保守、管理を行う業務である。本システムを保守・管理するに当たりシステムの不具合時の早急な解決判断やシステムの改修更新等を迅速に行うことができるのは本システムの開発および構築をした国際航業株式会社大分営業所のみである。よって地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約とした。
24	資産税課	大分市固定資産GISデータ修正業務委託	令和8年5月11日	大分市都町1－1－1 国際航業株式会社大分営業所	29,474,485	2号	本契約による業務は、大分市における固定資産税の適正かつ公平な課税を行うため、固定資産土地評価システムである大分市固定資産GISに登録する地番編集図等の電子図面関係データについて令和8年分(1月～12月異動分)の修正を行うものである。地番編集図等の電子図面関係データは、修正作業を測量士等の有資格者によって行うことで、地番編集図の精度の向上を図ることができる。また、分合筆等の行われた土地の評価は、①職員による登記異動情報のシステムへの入力 ②入力された異動情報をもとに専門業者による地番編集図等の電子図面関係データの修正 ③修正された地番編集図を利用して、職員が画地計測等を行い評価する といった流れを伴うため、職員による作業とデータ修正作業を連携しながら進める必要がある。以上のように本業務は、地番編集図の精度の高い修正作業を随時必要とするだけでなく電子図面関係データと土地一筆データとのマッチングなどの作業をおこなうため本システムを熟知していることが必要である。そのため、大分市固定資産GISのシステム開発およびシステム保守を行っており、システムに精通している国際航業株式会社大分営業所と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約とした。
25	資産税課	大分市家屋図更新業務委託	令和8年5月12日	大分市都町1－1－1 国際航業株式会社大分営業所	4,658,671	2号	本業務は、家屋の課税客体を的確に把握することを目的とし、令和7年度分、令和8年課税分の家屋図データファイルを作成するものである。 本業務の履行において、GISシステム上で家屋図データと家屋課税マスタとの突合作業を行うことになるが、その開発及び保守業者でシステムの内部構造に精通しており、過去に履行された業務と密接不可分の関係にある本業務を円滑に履行できるのは国際航業株式会社大分営業所のみである。 また、仮に同一業者以外の者が国際航業株式会社製GISシステムを使用することになると、システム障害が出た際の責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある。 よって地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による国際航業株式会社大分営業所からの一社見積といたしたい。

随意契約の契約状況表

(財務部)

	契約担当課	件名	契約年月日	契約の相手方の 所在地及び名称	契約金額 (単位：円)	地方自治 法施行令 第167条の 2第1項中 の号	随意契約の理由
26	資産税課	固定資産税標準宅地の時 点修正業務委託	令和8年6月26日	大分市中島西1丁目2番24 号 日宝グランディ中島203 (公社)大分県不動産鑑定士 協会	4,876,960	2号	固定資産税の評価額が実際の土地価格より高くないように、 基準日以降に地価が下がった場合は、その下落分を評価額に反 映させます。大分市では、令和8年7月1日の地価調査などをもと に、地価が下がった地域の326地点について価格の見直し(時点修 正)を行います。この業務は、短期間で多くの土地を評価し、それぞ れの評価のバランスを不動産鑑定士同士で調整する必要があります 。そのため、令和9年度の固定資産評価でも鑑定を担当しており、 県内の地価に詳しい多くの鑑定士をまとめて調整できる公益社 団法人大分県不動産鑑定士協会だけが対応可能と判断し、地方 自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約をいた したい。
27	納税課	令和8年度 納税催告書 作成・封入・封緘等業務委 託	令和8年4月1日	大分市東春日町17-57 株式会社オーイーシー	4,752,000	2号	本業務委託は、現年市税の滞納者を対象に納税催告書及び納 付書を作製、印字、封入、封緘を行うものである。 令和5年4月1日より開始された共通納税税目拡大にあたって、 本業務委託においても地方税統一QRコードに対応する納付書を作 製・印字する必要がある。この納付書は、地方税統一QRコードを印 字した見本品を金融機関へ提出し、様式審査及び読取テストを行 い、承認を得て初めて利用が可能となるものであり、準備に長い期 間を要する。特に、ゆうちょ銀行については、承認を得るまでにおよ そ半年程度の準備・テスト期間を要する。 加えて、新規業者と契約し、印刷機器等が変わる場合、大分市が 採用している公金収納サービスのOCRライン読取テストやコンビニ 収納テストも行う必要があり、これについては公金収納サービスを 管理している大分銀行へ別途読取テスト費用を支払う必要があ る。 また、入れをした場合、毎年度契約相手方が変わる可能性があ るため、これまでの工期に金融機関等による帳票審査等の期間を 追加しなければならず、前年度7月頃に入れを行い、2か年度にわ たる契約を行う必要がある。 しかし、令和8年1月に実施された基幹業務システムの標準化に より、納付書の様式が変更となったため、納付書の標準仕様レイ アウトが示された令和7年11月以降でないと入れを行うことができな かった。さらに、テスト実施業者より、システム標準化が終了するま では標準化以外のテストの受け入れができない旨の連絡が来てい たことから、入れにより契約相手方を決定し業務を履行することが できなかったため、前年度本契約相手方の株式会社オーイーシー 以外に本業務を確実に履行することができる者がいないことから、 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、同社 と随意契約をしてよいか伺うものである。
28	納税課	令和8年度大分市税督促 状作製等業務委託	令和8年4月1日	大分市東春日町17-57 株式会社オーイーシー	8,712,000	2号	本業務委託は、令和8年度に発送する大分市税督促状作製等のための ものであり、その業務内容は、台紙となる単票形式の督促状・チラシ・封筒 等(以下各種帳票等という。)の印刷から督促状に納税義務者情報や対象 税情報の印字、封入封緘までの一連業務を行うものです。 業務の実施にあたっては、個人情報や税情報の厳格な管理はもとより、 各種帳票等の印字や封入封緘から発送までの正確性・確実性が求められる 業務を毎月行わなければなりません。 現在督促状として採用しているMPN標準帳票は、発行前にゆうちょ銀行 の版下審査、文字品質試験や整合性試験を受け同銀行の承認を得なければ ならず、その手順が多岐にわたることから、この一連の流れに要する期 間は一般的に約半年から8ヶ月程度を要します。また、各試験に使用する 版下原稿の作成や見本品の印刷にも校正等の期間を要するため、実際は これ以上になると見込まれます。一度承認を受けた納付書については、様 式変更がない限り当該税目を印刷する委託業者が発行するものについて は再承認の必要はありません。整合性試験に対するゆうちょ銀行への費 用発生はありませんが、委託業者の契約費用は試験対応分増加すること となり、新規事業者と契約した場合はこの分が追加されます。 また、新たに納付書を作成するというで、ゆうちょ銀行の他に大分市 が採用している総合収納システムのOCRライン読取テストやコンビニ収納 テストも行う必要があり、これについては、同システムを管理している大分 銀行へ別途読取テスト費用を支払う必要があります。委託費に加えてこれ らの費用も発生すること及び納付書の承認スケジュールを鑑みて、これま で当課は督促状発送を確実に行うために随意契約を採用してきました。 加えて、同事業者は統合税務システム導入時にプログラムを作製し各種 テスト、動作確認も完了しており、審査基準が厳しいMPN標準帳票の様 式審査もクリアしておりますので、今回の標準化に伴う様式変更への対応も 迅速に出来ると推察されます。 また、入れをした場合、毎年度契約相手方が変わる可能性があるため、 これまでの工期に金融機関等による帳票審査等の期間を追加しなければ ならず、前年度7月頃に入れをし、2か年度にわたる契約を行う必要があ ります。 しかし、令和8年1月に実施された基幹業務システムの標準化により、納 付書の様式が変更となり、システムベンダーから納付書のレイアウトが示さ れた令和7年11月以降でないと入れを行うことができなかった。さらに、テ スト実施業者より、システム標準化が終了するまでは標準化以外のテスト の受け入れができない旨の連絡が来ていたことから、入れにより契約相手 方決定し、業務を履行することができなかったため、前年度の契約相手方 株式会社オーイーシー以外に本業務を確実に履行することができる者がい ないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定によ り、同社と随意契約をしてよいか伺います。